

46年・消防白書

火災原因ではタバコがトップ!!

消防本部では、46年中の火災発生状況と救急出動件数をまとめました。

これによると、火災発生件数が昨年より15件の減損害額にして1,432万6,000円の減少となっていますが、救急車の出動件数は350件で、昨年に比べて19件の増加となっています。

以下は、46年中の消防災害白書のあらましです。

■火災の状況

まず、火災の月別発生件数をみると、5月が圧倒的に多く12件で、タバコによる出火がそのうちの8件をしめています。

月別の発生件数をみると

1月	6件	7月	0
2月	3	8月	3
3月	3	9月	3
4月	6	10月	2
5月	12	11月	3
6月	1	12月	4

となり火災による損害額は9,744万2,000円にのぼっています。

火災原因について調べてみると、おおざっぱに分けて石油関係10件、たき火の不始末によるものが多く、また、石油ストーブの取り扱いにも十分の注意が必要です。

<原因別の順位>

- ①タバコの不始末 11件 ④子どもの火遊び 5件
- ②石油ストーブ 7件 ⑤電気配線不良 4件
- ③たき火の不始末 5件 ⑥放火 3件

中卒者の進路

就職希望者はわずか7.7%

△中卒者の92%が進学

今年も卒業時期を迎えた。

今年、市立中学校を卒業する生徒は、10校合せて、1,319人いる。(男674人・女645人)

この卒業生の進路を調べてみると、卒業生のうち、なんと92.3%が高校や各種学校に進学を希望し、就職希望者は、わずか7.7%(101人)にとどまっています。

ちなみに、昭和42年の中卒者の進路を調べてみたところ、進学が75%、就職希望者は25%ありました。これを今年の卒業生と比較してみると、進学希望者が5年前に比べて17.3%の減少となり、反面、就職希望者が17.3%の減少となっている。

このように、卒業生のほとんどが進学し、すぐ就職するということが著しく減少していることは全国的な傾向だといわれている。しかし、進学する人はともかく、いろいろな事情で就職しなければならない人は、これから先未知の社会に突入するわけですが、9年間学んだことを基礎として、大志をいだきつつ、よき産業人に大成していただきたいと思います。

各学校別進路の状況 (12月1日現在)

進路の別 学校名	卒業者数	高校(公私立) 進学希望者数	各訓練学校の者 及び入数	就職希望者数 内は県内
第一中学校	377	329	25	23(8)
第二中学校	163	139	10	14(10)
東中学校	217	197	7	13(9)
雪沢中学校	23	19	1	3(1)
下川沿中学校	54	50	0	4(2)
上川沿中学校	24	19	2	3(0)
南中学校	103	75	12	16(0)
成章中学校	118	89	18	11(3)
花岡中学校	166	142	11	13(1)
矢立中学校	74	69	4	1(0)
合計	1,319人	1,128人	90人	101人(34人)

- ⑦プロパン 3件 ⑨その他 6件
- ⑧コタツ 2件

■救急車の出動状況

市の救急業務は、40年10月15日、ライオンズクラブから寄贈された救急車の配置によってはじまり、今年で8年目、年を追うごとに出動回数はうなぎ昇りに増えています。

ちなみに41年から6年間の出動回数を年別に調べてみると、つぎのようになります。

昭和41年の出動回数	117回
"	141回
"	192回
"	232回
"	331回
"	350回

この推移を見てもわかるとおり、41年は3・1日に

事故別出動比



1回の出動であったのが、46年には、だいたい1日に1回出動していることになります。

また、どんな事故に出動しているかを調べてみると、つぎの順序になります。

相続放棄とは

新聞や雑誌の「法律相談」の欄で、「夫は商売をしていたが、その死亡後に、親せきから自分の知らない借金をしていることがわかった。夫には財産はないものなく、あとに残されたものにはこれを支払う力がないのだが、どうしたらよいか」といった相談を見受けます。

このような相談に関する問題は、一生のうち、そう何度もあることではありませんが、いざとなると正確な知識を持っていないため、親族間でもめごとが起きて気まずくなったり、遺族があととまで経済的に苦しんだりすることがあります。

そこで今回は、相続に関する問題——とくに格別財産もないのに負債などが多くあり、このままでは苦しい思いをするような場合、どうすればよいかをお話しします。

相続放棄とは

現在の相続に関する法律によると、たとえば結婚してもある人が死亡しますと、その人の財産は残された妻と子が、また、妻子のない人の場合にはその両親あるいは兄弟が原則として無条件、無制限に相続することになります。

この場合、相続される財産——遺産には、その人に属していた権利義務いっさいが含まれますので、家、土地現金などのほか、取引先や知人などに対する売買代金や借金のような負債も含まれることになります。

そこで、遺産の内容に負債がまったくない場合や、多少の負債があっても、それに見合うだけの十分な財産がある場合ならば、あまり問題はないのですが、前の例のように財産が少なく負債が多いようなときには、困った問題がでてくるわけです。

つまり、あとに残された妻子や老いた両親などが、夫や子の死によって、突然いろいろな義務を負うことになり、相続した財産では足りず、自分の資産や収入から負債を返さなくてはならなくなるからです。

こうした不合理をなくすための一つの方法が「相続放棄」という手続きです。

これは、相続人が自分が相続人になったことを知った時から3ヶ月以内に「自分はこの相続をしません」ということを家庭裁判所に申し出——これを相続放棄の申述といいます——相続により受けつづはずの権利と義務のいっさいを放棄してしまうことです。

この手続きが完了しますと、申述した遺族は死んだ方の財産や負債とは無関係になります。

◆相続放棄の申述をするには

手続きは別にむずかしいものではなく、死亡した方の住所地の家庭裁判所に行き、窓口に用意してある用紙に記入して署名押印するだけで、受け付けてもらえます。

必要な書類

- ・自分と死亡した人の戸籍謄本が各1通
- ・費用は約300円ぐらいで済みます。

このようにして相続放棄の申述が行なわれるのです。家庭裁判所はその申述が相続人の本当の意志なのかななど、必要なことを調査したうえで、正式にこれを受理し、手続きは完了します。

以上の手続きを済ませておきますと、遺族は必要に応じて裁判所から、放棄したことの証明書をもらうことができます。

青少協だより

子どもの問題は、大人の問題

まさにボウリングブームである。

県内でも、小・中学生のボウリングが問題になっているが、当市では、学校側の意見として小・中学生の場合体力的、経費的などから子ども向けてない事、さらに、友だち間の心の問題や病みつきになる恐れなどを理由に、友だちはもちろん、保護者同伴でも不可といふ形をとり、いろいろな方法で保護者に協力を求めてきました。

しかし、1月18日、補導委員がボウリング場を巡回したところ、沢山の子どもたちが見えるので、その子どもたちに聞いてみると、親と一緒にいる子どもが多かつたわけで、子どもたちは夜は出るかない事になっていたはずなのに……と親たちの心のなさを残念に思えてならない。

ボウリング場側では、ボウリングは健全娯楽といふことで子どもたちの入場を歓迎しているようであるが、このことをただ喜んでばかりいられない事も事実なのです。保護者の参考をうながしたいと思います。



2月9日、市長室において、永年にわたり統計調査員として統計事務に協力していただいた次の方々に、市長から表彰状が贈られました。(敬称略)

- 菅原 栄 (字東台205)
- 田山日良夫 (沼館字神館5)
- 田村吉彦 (芦田字芦田子154)
- 平泉 万 (赤石字屋布南33)
- 加賀谷敬孝 (比内前田字前田25)
- 中山久五郎 (猿間字丹内下96)
- 菅原隆二 (山館字羽立24の1)
- 阿部勝雄 (花岡町字根井下174)
- 若松義雄 (白沢字寺ノ下上段25)
- 鳴海正富 (北神明町7の5)